

# 富山県 HTLV-1 母子感染対策検討会設置要領

## 第1 目的

HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス-1 型）母子感染防止やキャリア妊婦の精神的な負担軽減に向けて、HTLV-1 についての正しい知識・理解の普及や相談体制の構築等、HTLV-1 母子感染対策の体制整備を図るため、富山県周産期保健医療協議会設置要綱第 6 条に基づき「HTLV-1 母子感染対策検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

## 第2 検討内容

検討会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 妊婦 HTLV-1 抗体検査実施状況の把握ならびに検査の適切な実施に関すること
- (2) HTLV-1 母子感染に係る相談窓口に関すること
- (3) HTLV-1 母子感染に関する普及啓発に関すること
- (4) HTLV-1 母子感染に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関すること
- (5) HTLV-1 母子感染に係る関係機関の連携に関すること
- (6) HTLV-1 母子感染の評価に関すること
- (7) その他 HTLV-1 母子感染陽性者への支援体制等に関すること

## 第3 組織及び検討会メンバーの構成

- 1 検討会メンバーは富山県厚生部長が選任する者とする。
- 2 検討会は、メンバーの互選により座長を置く。
- 3 座長は、検討会を代表し、検討会を総理する。
- 4 検討会は、必要に応じ、関係者から意見を聴取することができる。

## 第4 検討会の運営

- 1 検討会は、必要に応じ、座長が招集する。
- 2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

## 第5

検討会の庶務は、厚生部健康課において処理する。

## 附則

この容量は、平成 23 年 11 月 15 日から施行する。